

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年11月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200007 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200039 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社における平成 22 年 8 月 5 日の標準賞与額を 35 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 5 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成 22 年 8 月 5 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 45 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 19 年 8 月
② 平成 22 年 8 月

夫が死亡し、当時の給与明細書等は処分してしまったが、数枚の給与明細、源泉徴収票、市県民税決定通知書等が見つかった。給与明細は支払い年度が記載されておらず、いつの年度のものかが確認できない。賞与は現金支給であり、貯金通帳は全て保管しているものの口座からは賞与振込の確認はできない。

当時の会社の経営は悪くなかったように記憶しており、賞与が支給されないということもなかったと思うし、他の従業員が支給されているのならば、夫にも支給されていたと思う。

請求期間の標準賞与額を認めてほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間②について、A 社が提出した平成 22 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿 (以下「源泉徴収簿」という。) 等によると、訂正請求記録の対象者は、請求期間②に 35 万円の賞与を同社から支給されたことが確認でき、標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認されることから、訂正請求記録の対象者の標準賞与額を前述の源泉徴収簿により確認できる賞与支給額から、35 万円とすることが必要である。

また、賞与の支給年月日については、前述の源泉徴収簿に記載された支給月日から、平成 22 年 8 月 5 日とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は請求期間②について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、A社は、訂正請求記録の対象者に係る賃金台帳、平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求者も請求期間①に係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

なお、請求者が提出した訂正請求記録の対象者に係る給与明細、源泉徴収票、市県民税決定通知書等からは、請求期間①における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について推認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200041 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200040 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から昭和 58 年 10 月 1 日まで
アルバイトニュースで見つけた A 社では、ドライバーの仕事で採用され、1 年半勤務した。初めて給与を受け取ったとき、アルバイトなのに給与明細書に厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料等天引きされた項目が多いことに驚いたことを覚えている。請求期間を厚生年金保険の被保険者記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の雇用保険被保険者記録によると、A 社に係る資格取得年月日は、昭和 58 年 10 月 1 日と記録されており、当該記録はオンライン記録により確認できる請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得年月日と一致している。

また、A 社に係る登記簿の閉鎖事項全部証明書等によると、同社は既に解散しており、同証明書等により確認できる請求期間当時の取締役は、元事業主は高齢のため、照会のあった内容に対する回答は困難であり、請求者に係る出勤簿、賃金台帳等の保管はなく、請求者の勤務実態等については不明である旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得年月日の欄には、「昭和 58. 10. -1 日」と記録されており、請求者の同社に係るオンライン記録と一致している上、同原票の記録が訂正されるなど不自然な形跡もない。

加えて、A 社において、請求者と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の者及び請求者が同社において勤務していたとして姓を挙げた者等に照会を行ったところ、請求者が勤務していたことを知っているとは回答した 1 名は、請求者はアルバイトとして同社において 1 年前後位勤務していたと思うが、いつからいつまで勤務していたかは覚えていないとしており、ほかに、請求者の勤務期間等について回答を得ることができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。